注意事項（滞在先での投票）

　選挙期間中も出張等で滞在先にいるため、投票日又は期日前に投票することが出来ない場合は、滞在先で投票することができます。

　手順は次のとおりですので、ご確認ください。

１　「01\_請求書兼宣誓書（滞在地用）」を印刷し、「02\_記入例」を参考に必要事項を記入してください。

２　下関市選挙管理委員長に対し、記入した「請求書兼宣誓書」を直接（使者）又は郵便等をもって投票用紙等を請求してください。メール及びFAXでは受け付けません。

３　請求後、下関市選挙管理委員会委員長は、審査の上で、封印した投票用紙等を郵便等をもって交付します。

**【重要】今回は複数の選挙が執行されるため、選挙の種別によって、不在者投票のできる期間が異なります。このため、複数選挙の投票用紙等を請求された場合、最も遅い交付可能日以降に一括して送付いたします。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 選挙の種別 | 不在者投票ができる期間 | 投票用紙等交付日 |
| 山口県知事選挙 | 1/23（金）～2/7（土） | 1/23（金）以降 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙  衆議院比例代表選出議員選挙 | 1/28（水）～2/7（土） | 1/28（水）以降 |
| 最高裁判所裁判官国民審査 | 2/1（日）～2/7（土） | 2/1（日）以降 |

４　封印した投票用紙等を受け取った後、滞在先の選挙管理委員会の不在者投票所に持参し、担当者の点検を受けた後、事前開封等の不備がなければ投票することができます。滞在先の選挙管理委員会に持参するまでの間、封印した投票用紙等は、絶対に開封しないでください。**開封した場合は、投票ができません。**

※　滞在先での不在者投票は、投票用紙の送致等に時間を要すため、早めの手続きをお願いします。

※　滞在先で投票をしなかった場合は、速やかに、投票用紙等を下関市選挙管理委員会に返還してください。